

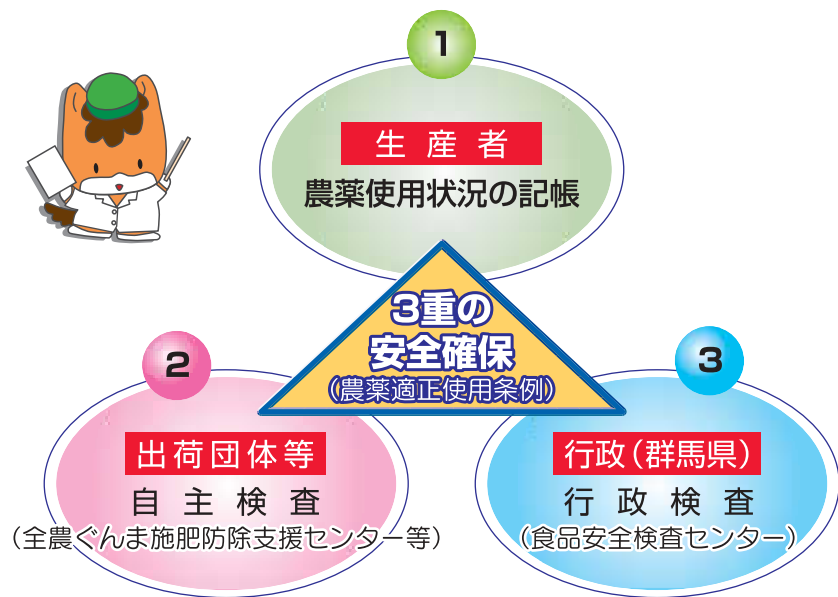
検査のしくみはどうなっているのか



群馬県の安全確認のしくみはどうなっているのですか？

A!

《3点セットによる農産物の安全確保体制》



群馬県では、群馬県農薬適正使用条例に基づいて次の取組を推進しています。

- ① 生産者が、農薬使用基準を守り、生産履歴をつける。
- ② JAなど出荷団体等が、生産履歴を確認し、出荷前農産物の残留農薬検査を自主的に行う。(検査で違反が見つかった場合、生産者が自主的に回収や出荷停止を行います。)
- ③ 群馬県が、計画的に出荷前農産物の残留農薬検査を行う。 (附録p82)



いっぱい検査をしているんだ。

この他に、各都道府県等では、スーパーマーケットや市場などで流通している農産物の検査を行っています。こういった検査で、残留農薬基準を超えた農産物については、行政による回収命令などの措置がとられています。

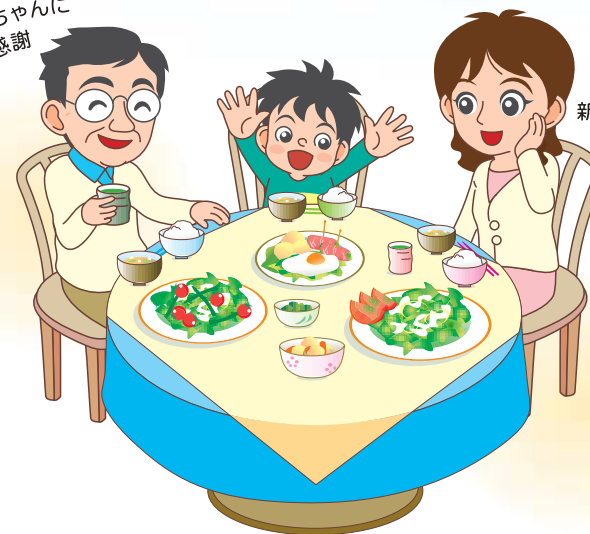


食べ物が口に入るまでにはたくさんの時間や手間がかかっているんだから大事にしなければいけないね。

は〜い。



おじいちゃんに感謝



新米は本当においしいわ